

ここが知りたい

福祉サービス利用援助事業

(日常生活自立支援事業)

通帳を
どこに置いたか
分からなくなる
預かってもらいたい

大事な
書類や証書の
管理ができない
心配だ



お金のやりとりに
自信がない



あなたの安心・いきいき生活を応援します

- ホームヘルパーさんに来てほしい
- お金の支払いでいつも迷ってしまう
- 通帳などの大事な書類の管理が心配
- ▶ 利用のための手続きをお手伝いします
- ▶ 生活支援員がお手伝いとうかがいます
- ▶ 安全な場所にお預かりします



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

おきなわけんしゃかいふくしきょうぎかい
沖縄県社会福祉協議会

福祉サービス利用援助事業ってなに？

福祉サービスを利用したいけど、手続きの仕方が分からない。銀行に行ってお金をおろしたいけれど、自信がなくて誰かに相談したい。商品勧誘の人が来たとき、どう対応したらいいか分からない。

普段の暮らしの中には色々な不安や疑問、判断に迷ってしまうことがたくさんあります。あなたが安心して暮らせるように、お手伝いする制度を「福祉サービス利用援助事業」と言います。

あなたのまちの社会福祉協議会（社協）が、福祉サービスの利用の手続きや、金銭管理をお手伝いします。



誰でも利用できるの？

- 1 ● 認知症の高齢者の方
- 知的障害のある方
- 精神障害のある方

など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方。



- 2 ● 日常生活に不安のある方

認知症と診断されていない、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていないが、日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方。



どんな人が利用できるの？

福祉サービスを使いたいが、どうすればいいかわからない方



介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない方



計画的にお金をつきたいけど、いつも迷ってしまう方



最近物忘れが多くて預金通帳をちゃんとしまったか、いつも心配な方



サービス内容

1 福祉サービス利用 のためのお手伝い

- 福祉サービスについての説明
- 福祉サービスの利用・終了手続き
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

対応できないこと

施設への入所契約や、
治療・入院に関すること、
掃除・洗濯・買い物・介護・看護など

3 書類などの 預かりサービス

- 通帳、印鑑、権利証など

お預かりできない物

貴金属、骨董品、書画、宝石など



2 日常的金銭管理の お手伝い

- 家賃、公共料金、税金、
医療費などの支払い
- 年金、手当などの受け取り
- 預貯金の出し入れ

対応できないこと

定期預金の契約や解約、
不動産や預貯金の資産運用など

料金について

契約までの相談は無料です。契約後のサービスは料金がかかります。

利用料

1時間：1,200円

※以降、30分ごとに400円

(生活保護受給世帯は1回：400円)

交通費

1キロあたり：10円

※生活支援員がお手伝いの際にかかった距離

誰が手伝うの？

相談からサービスの提供にいたるまで各地域の社会福祉協議会で働く「専門員」と「生活支援員」が、あなたのところに向かいます。

専門員とは…



相談を受け、支援計画の作成・契約までを担当します。

契約後も、支援計画を変えたい場合や心配な点があれば、いつでも相談に向かいます。

生活支援員とは…

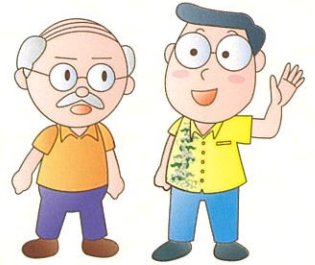
契約内容にそって実際にお手伝い(支援)をする人です。



どうやって利用するの？

相談

身近な社会福祉協議会または
地域福祉権利擁護センターへ、ご相談ください。



訪問・面接

専門員が訪問し、お話をうかがいます。

支援計画の作成

お困りのことや、ご希望をお聞きしたあと
ご本人の意向を確認しながら支援計画を作ります。

契約

作った支援計画でよろしければ
契約をします。

サービス開始

契約（支援計画）に基づいて
生活支援員がお手伝いします。
※利用料が発生いたします。



安心してご利用いただくために

契約締結審査会

契約の際に、利用を希望する方が契約
の内容を理解できているか、専門員が判
断することが難しい場合は、医師、弁護士、
社会福祉士、精神保健福祉士等の専門家
にて構成されている契約締結審査会が判
断します。

沖縄県運営適正化委員会

福祉や医療の専門職、また当事者団体
や家族会の方々により構成される第三者
機関の「運営適正化委員会・運営監視部会」
が事業全体の運営を監視し、事業の信頼
性を高めます。また、利用者からの苦情
も受け付けます。

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会
電話：098-882-5704
FAX：098-882-5714

福祉サービス利用援助事業は あなたの生活をサポートする事業です。

事例1 ホームヘルパーの利用と通帳管理のお手伝い

72歳のAさんは、ひとり暮らしで、最近では、部屋の片づけも一人では難しくなり散らかっている状況です。

さらに、「最近、物忘れがひどくて、通帳をどこに置いたか分からなくなる」と不安もあります。

訪問に来てくれた民生委員さんに、ホームヘルパーの頼み方や通帳の管理について相談し、社会福祉協議会を紹介してもらえることになりました。

専門員がAさん宅を訪れ、事業の目的やサービスの内容について説明してくれました。

サービスの内容は、福祉サービスの利用援助と、日常的な金銭管理、それと通帳や年金手帳などの書類等預かりサービスです。

月2回、生活支援員が訪れ、生活費をおろしてきてくれます。

また、郵便物などを一緒に確認してくれて、手続きが必要なものがあつた場合には、専門員に報告してくれて、後日、専門員と一緒に手続きしてくれます。



事例2 日常的な金銭管理のお手伝い

Bさんは28歳で、ひとり暮らしをしながら地域の作業所に通っています。

身の回りのことはほとんど自分でできますが、知的障がいがあるためお金の計算や、家賃などの支払いの優先順位を自分で考えながらお金を使うことが苦手です。

作業所の職員の紹介で社会福祉協議会の福祉サービス利用援助事業を利用することになりました。

専門員と一緒に、1ヶ月の生活に必要な支出を書き出し、支払いの優先順位を決めました。

必要な支払いをして残るお金の範囲で好きなものを買うことにします。

また、月1回、家賃の支払いを生活支援員が代わりに行ってくれたり、家電など高い買い物をしたときに相談すると専門員に確認してくれます。



かくしちょうそん しゃかいふくしきょうぎかい かくちいき けんりようご
各市町村の社会福祉協議会もしくは**各地域の権利擁護センター**に

きがる そうだんくだ
お気軽にご相談下さい!

ほくぶちいきふくしけんりようご
●北部地域福祉権利擁護センターがじゅまる

なごししゃかいふくしきょうぎかい
 名護市社会福祉協議会内 名護市港2-1-1
TEL 0980-54-6565 FAX 0980-53-6042

管轄市町村 名護市・国頭村・大宜味村・東村・今帰仁村・本部町
 恩納村・宜野座村・金武町・伊江村・伊是名村・伊平屋村

ちゅうぶちいきふくしけんりようご
●中部地域福祉権利擁護センターくくる

おきなわししゃかいふくしきょうぎかい
 沖縄市社会福祉協議会内 沖縄市住吉1-14-29
TEL 098-937-6322 FAX 098-937-3422

管轄市町村 沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町

ちゅうぶちいきふくしけんりようご
●中部地域福祉権利擁護センターりんどう

うらそえししゃかいふくしきょうぎかい
 浦添市社会福祉協議会内 浦添市仲間1-10-7
TEL 098-879-8358 FAX 098-875-1613

管轄市町村 浦添市、宜野湾市、西原町、北中城村、中城村

なんぶちいきふくしけんりようご
●南部地域福祉権利擁護センター

なはししゃかいふくしきょうぎかい
 那覇市社会福祉協議会内 那覇市金城3-5-4
TEL 098-857-4525 FAX 098-857-6052

管轄市町村 那覇市、南城市、南風原町、与那原町

とみぐすくちいきふくしけんりようご
●豊見城地域福祉権利擁護センター

とみぐすくししゃかいふくしきょうぎかい
 豊見城市社会福祉協議会内 豊見城市字平良467-4
TEL 098-856-2782 FAX 098-856-2774

管轄市町村 豊見城市、糸満市、八重瀬町

みやこちいきふくしけんりようご
●宮古地域福祉権利擁護センター

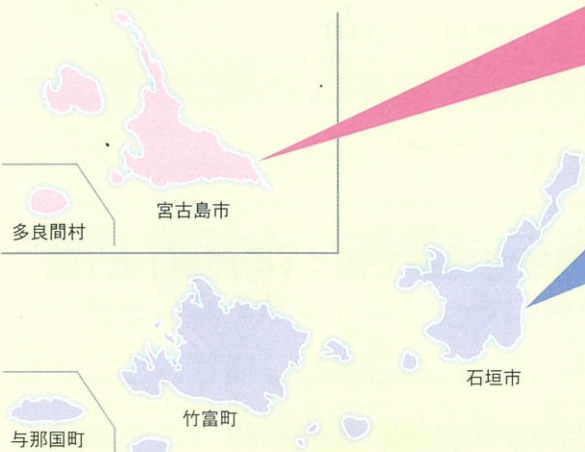
みやこしまししゃかいふくしきょうぎかい
 宮古島市社会福祉協議会内 宮古島市平良字久貝706-1
TEL 0980-75-3955 FAX 0980-75-3955

管轄市町村 宮古島市、多良間村

やえやまちいきふくしけんりようご
●八重山地域福祉権利擁護センター

いしがししゃかいふくしきょうぎかい
 石垣市社会福祉協議会内 石垣市字登野城1357-1
TEL 0980-84-2525 FAX 0980-84-1199

管轄市町村 石垣市、竹富町、与那国町



おきなわけんふくしりようしえん
沖縄県福祉サービス利用支援センター

〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

おきなわけんしゃかいふくしきょうぎかい
 沖縄県社会福祉協議会内

TEL 098-887-2028 FAX 098-884-3800

Email kenri@okishakyo.or.jp

管轄市町村 久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村



生活支援員に なりませんか？

福祉サービス利用援助事業



社会福祉
法人

沖縄県社会福祉協議会

1.はじめに



私たちが日常生活をおくるさいには、地域にあるいろんなサービスを利用しています。

ほかにあるサービスと同じように、福祉のサービスも、地域の方が必要な時に利用されることが望めます。

しかし、福祉サービスの利用が必要な方の中には、どんな福祉サービスがあるのか、また、福祉サービスが利用できるのかなど、本人だけで判断することが難しい方がいます。

そんな方々の福祉サービスの利用をお手伝いするのが、この「福祉サービス利用援助事業」であり、「生活支援員」です。

いま、私たちの地域社会では、誰もが必要なときに、サービスを選択し利用しながら、住みなれた地域で出来るだけ長く生活を続けることが望まれています。

生活支援員は、福祉サービスが必要な方に寄りそうことで、誰もが暮らせる地域社会をつくる活動ともいえます。

このパンフレットをお読みいただき、生活支援員になりませんか？



2. 事業内容・サービス内容

福祉サービス利用援助事業は、認知症のお年寄りや、知的障がい・精神障がいのある方が、自身だけでは、生活に必要な手続きや、お金のやりくりをすることが難しく、生活に不安を感じている場合に、本人との「契約」に基づき、社会福祉協議会がお手伝い(支援する)ものです。

具体的に行うサービス内容は

①福祉サービスなどの利用のお手伝い

- 福祉サービスについての説明
- 福祉サービスの利用・終了手続き
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

③書類などの預かりサービス

- 通帳、印鑑、権利証など

②日常的金銭管理のお手伝い

- 家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
- 年金、手当てなどの受け取り
- 預貯金の出し入れ



「福祉サービス」とは…？

ここで言う福祉サービスとは、高齢者や障がいのある方が地域で生活をするために必要な、または受けることができるサービス全般を指します。

- 介護保険制度によるサービス・障害者自立支援制度によるサービス
- その他、福祉関係サービス
- 市町村役所での手続き